

豊中市風しんの第5期定期予防接種の実施に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、市長が行う風しんの第5期定期予防接種（以下「予防接種」という。）について、法、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「令」という。）、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）及び定期接種実施要領（「定期の予防接種の実施について」平成25年3月30日健発第0330第2号厚生労働省健康局通知）その他に定めがあるもののほか、実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定期接種の委託料)

第2条 市長は、予防接種を実施した医療機関に対し、支払・請求代行機関である国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）を通じ、別表に定める金額に消費税及び地方消費税を加えた額を委託料として支払うものとする。なお、国保連に対し、その請求に応じ所定の事務手数料を支払うものとする。

(対象ワクチン)

第3条 予防接種に用いるワクチンは、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（MR ワクチン）とする。

(実費の徴収)

第4条 市長は、法第28条本文の規定に基づく、予防接種を受けた者（以下「被接種者」という。）に対する実費について、被接種者からこれを徴収しない。

(費用補助)

第5条 予防接種の対象者は、予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第20号）及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第9号）の施行の日以降で、予防接種の実施に必要なクーポン券の発行準備が整う以前に、予防接種を実費で受けた場合に限り、当該費用の補助を受けることができる。

2 費用補助の額は、その者が支払った実費の額と第2条に規定する委託料の額のうち少ないほうの額を限度とする。

3 前項の規定を受けようとする者は、風しん第5期予防接種に係る補助金請求書（以下「補助金請求書」という。）を市長に提出するものとする。

4 市長は補助金請求書を審査し、該当すると認めるときは、当該申込者に対し、第1項の規定に基づき、その者に対し補助することができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別 表

区 分		予防接種委託料（税抜）
接種（MR ワクチン）	1 件につき	9,350 円
接種不可	1 件につき	2,900 円